

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－19 (30.8.9)	生活環境	<p>打吹公園動物舎のカイウサギの怪我と飼育方法について</p> <p>▶陳情理由 倉吉市の打吹公園に闘争で目が潰れ、明らかに獣医師の診察が必要な雄のカイウサギがいる。しかし、倉吉市建設部管理計画課の「大型動物以外の動物には獣医師の診察は必要ない」という方針により、このウサギに対する獣医師の診察・治療が行われていない。</p> <p>このカイウサギは、今年5月ころから目が潰れていたが、衛生面の維持が難しい飼育環境にあることも影響してのことと思われるが、今年7月になって怪我の部位が化膿してさらに症状が悪化している。</p> <p>また、打吹公園のカイウサギの飼育環境は次のとおりである。</p> <p>(1) ウサギの健康管理に必要な干し草が設置されていない。毛玉症や胃腸内鬱滞、不正咬合の予防のため干し草の常時設置が必要である。現状は、「飼い主は、その飼育する動物について、疾病の予防等の健康管理を行うこと」とする鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第3号違反のおそれがある。</p> <p>(2) ウサギ小屋の清掃は一日2回だけであり、衛生面で厳しい時間帯が多々見受けられる。清掃回数の増加と徹底が必要である。現状は、「飼い主は、その飼育する動物について、汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと」とする鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第4号違反のおそれがある。</p> <p>(3) 他の作業もあり動物ばかりに手が回らないことを理由にウサギ小屋の衛生面がないがしろにされる傾向がある。飼育員を増やすか展示動物の削減（今後新しく導入や引受けをしないなど）による衛生面の負担軽減化が必要である。現状は、「飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員</p>	前田 芳彦 (東伯郡北栄町)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>数に見合ったものとする」とする動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（環境省告示）第5条第1号イ違反のおそれがある。</p> <p>(4) 目が潰れて明らかに獣医師の診療を必要とするウサギがいるが、大型動物以外の動物は診療しない方針を理由に放置されている。その結果、怪我の部位が化膿して症状が悪化している。種による対応の差別を止めて、全ての展示動物への平等な配慮が必要である。現状は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第2項違反の罪による100万円以下の罰金刑にも該当する。</p> <p>このようにカイウサギの飼育方法自体が法律や条例に反していると思われるところもあることから、これらの法律や条例を踏まえ、倉吉市には、動物愛護に対する意識を向上の上、声なき動物が快適に安心して暮らしていける取組をしっかりとってもらいたいと思っている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>1 打吹公園のカイウサギ飼育状況について、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目に違反していないか、鳥取県の動物愛護担当職員による立入調査を実施すること。</p> <p>2 鳥取県の動物愛護担当職員から倉吉市等の関係各所に対して、打吹公園の展示動物の適正飼育や環境改善に関する指導を行うこと。</p>		

福祉生活病院常任委員会・陳情